

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A2 1121	訪問型独自サービス11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	941	1月につき
A2 2121	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	31	1日につき
A2 1221	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	1,879	1月につき
A2 2221	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	62	1日につき
A2 1331	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	2,982	1月につき
A2 2331	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	98	1日につき
A2 C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	-12	1回につき
A2 C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	-1	
A2 C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	-23	
A2 C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	-1	
A2 C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	
A2 C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	-1	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		所定単位数の 15% 減算		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		所定単位数の 12% 減算		
A2 4011	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位 加算		1月につき
A2 4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100	
A2 4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200	
A2 6112	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算		1回につき
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		